

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年3月24日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

### 1. G I グレード 0件

### 2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	6号機	原子炉建屋内制御盤へ繋がる、安全系と一般系のケーブル混在が許容された電路において、設備図書と異なるルートでのケーブル敷設・施工がされていることを確認した。当該事象の原因を調査。なお、当該電路のケーブル混在は許容されており安全系機能に影響なし。	G III 以下

### 3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	その他	No. 1ろ過水タンク液面計の指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
2	その他	荒浜側補助ボイラー(5B)左側水面計の上部遮断弁および下部遮断弁に動作不良を確認した。当該弁を点検・修理。	
3	その他	荒浜側補助ボイラー(5B)左側水面計の下部検出元弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	その他	モニタリングポストNo. 9と免震重要棟の間のデータ伝送装置の伝送に異常を示す警報が発生したことを確認した。当該装置を点検・修理。なおモニタリングポストに欠測無し。	
5	その他	環境管理棟における可搬型モニタリングポストNo. 15の点検時、運搬移動用取っ手部に破損を確認した。当該部を修理。	